

## 社会福祉法人つくば市社会福祉協議会

### ふれあい相談員設置要項

#### (目的)

第1条 この要項は、地域見守りネットワーク事業（以下「本事業」という。）を推進するにあたり、見守りの必要な市民の情報を収集し、見守りチームの編成や調整を行うふれあい相談員（以下「相談員」という。）を設置するにあたり必要な事項を定めることを目的とする。

#### (設置)

第2条 相談員は概ね小学校区ごとに設置するものとして、その人数については地域事情を考慮し、地区ごとに定めるものとする。

#### (選任)

第3条 相談員は、地域での助けあいや支えあいなどについて主体的に関わるなど、地域福祉の推進に熱意のある者の中から相応しい候補者を選考し、会長が委嘱する。

#### (任期)

第4条 相談員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

#### (役割)

第5条 相談員の役割は次のとおりとする。

- (1) 地域住民からの情報をもとに、見守り対象者（以下「対象者」という。）の把握を行い、本人同意のもと、対象者の登録支援を行うこと。
- (2) 対象者に対する安否確認体制の充実を図るため、地域住民からなる見守り支援員に依頼を行うとともに、見守りチームを編成して地域見守り活動が行われるような調整を進めること。
- (3) 対象者が、民生委員・行政並びに民間の相談機関やサービス提供機関の関わりがある場合は、関係者と十分な連携をとり、その情報を見守り活動に活かすこと。
- (4) 本会が開催するふれあい相談員の研修や情報交換会等に参加すること。
- (5) 担当する地区における地域懇談会や地域見守り会議の開催に協力すること。
- (6) その他、地域見守り活動を進めるにあたり必要なこと。

(守秘義務)

第6条 相談員は、活動上知り得た情報を本事業以外に利用し、漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(実費弁償)

第7条 相談員には、予算の範囲内において実費弁償を支給する。

2 実費弁償は、年度末に支払うものとする。

(その他)

第8条 相談員の活動に対する事故への対応として、ボランティア保険に加入するものとする。

(委任)

第9条 この要項に定めるものの他、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要項は、平成25年8月30日から施行する。

2 平成26年12月31日までに委嘱された相談員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。